



県 章

# 滋賀県公報

平成 18 年 (2006 年)  
1 月 30 日  
第 2591 号  
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次 ( 印は、県例規集に登載するもの)

規 則	
滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (警務課) .....	85
滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (警務課) .....	85
訓 令	
官報報告規程の一部改正 (総務課) .....	86
告 示	
入札参加者に必要な資格等 (企画調整課) .....	86
公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民文化課) .....	87
一般競争入札の公告 (企画調整課) .....	87
振 興 局 等 告 示	
土地改良事業の実施に伴い、町および字の区域および名称を変更する旨の届出 (南部) .....	89
振 興 局 等 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江) .....	89
監 査 委 員 公 告	
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告 .....	89
正 誤	

## 規 則

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 18 年 1 月 30 日

滋賀県知事 國 松 善 次

### 滋賀県規則 第 3 号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例 (平成 17 年 滋賀県条例 第 12 号) 付則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成 18 年 6 月 1 日とする。

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 18 年 1 月 30 日

滋賀県知事 國 松 善 次

### 滋賀県規則 第 4 号

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

滋賀県警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (平成 17 年 滋賀県条例 第 122 号) の施行期日は、平成 18 年 3 月 27 日とする。

## 訓 令

## 滋賀県訓令第 3 号

官報報告規程 (昭和 29 年滋賀県訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成 18 年 1 月 30 日

滋賀県知事 國 松 善 次

第 3 条 第 5 号イ中「公営企業管理者」の右に「および病院事業管理者」を加え、同条 第 6 号中「市町村」を「市町」に改める。

別記様式 第五号 (その一) 注二中「（イ）」の下に「（ロ）」を加える。

付 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

## 滋賀県告示 第 131 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 4 条の規定に基づき、平成 18 年度における滋賀県特定調達契約の滋賀県立大学統合情報システム保守・管理業務の委託契約に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 18 年 1 月 30 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請できる営業種目 情報システム保守・管理業務
- 2 申請書類および配布開始時期
  - (1) 申請書類
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 営業概要表
    - ウ 法人にあっては、登記事項証明書 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し
    - エ 営業経歴書
    - オ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 (発行後 1 月以内のものに限る。) またはその写し
    - カ 財務諸表
    - キ 使用印鑑届
    - ク 誓約書
    - ケ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状
  - (2) 配布開始時期 平成 18 年 2 月 1 日 (水)
- 3 申請書類の受付期間 平成 18 年 2 月 7 日 (火) から平成 18 年 2 月 28 日 (火) まで (土曜日および日曜日を除く。) とする。
- 4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県立大学図書情報センター 〒 522 - 8533 彦根市八坂町 2500 TEL 0749 - 28 - 8235  
 なお、郵送による受付は、行なわない。
- 5 申請書類に使用する言語 日本語
- 6 入札に参加することができない者 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当する者
- 7 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 年間売上高
  - (2) 自己資本額

- (3) 従業員数
- (4) 経営比率
- (5) 営業年数

- 8 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあつては、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- 9 資格の有効期間 平成 18 年 3 月 1 日から平成 19 年 2 月 28 日までとする。

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 18 年 1 月 30 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請のあつた年月日 平成 18 年 1 月 16 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等  
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 甲賀・森と水の会  
特定非営利活動法人の代表者の氏名 定成 政憲  
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 野洲市野洲 148 番地 6  
特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、木材の恩恵を受けようとする人びとに対して、森林資源活用技術の研究・開発に関する事業を行い、1. 森林保護及び環境保全、2. 森林資源の地産地消と地域の活性化、3. 森林資源活用技術の普及に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 18 年 1 月 16 日から平成 18 年 3 月 16 日までの縦覧場所における執務時間内

一般競争入札の公告

平成 18 年度における滋賀県立大学統合情報システム保守・管理業務の委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 18 年 1 月 30 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名および数量 滋賀県立大学統合情報システム保守・管理業務 一式
  - (2) 委託業務の内容等 入札説明書別冊仕様書による。
  - (3) 委託期間 平成 18 年 4 月 1 日 (土) から平成 19 年 3 月 31 日 (土) まで
  - (4) 履行場所 滋賀県立大学 彦根市八坂町 2500
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
  - (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 18 年滋賀県告示第 131 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。  
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、3(1) に示す場所において資格審査の申請を行うこと。
  - (4) この公告に示した業務またはこれと同等の業務について請負の実績を有する者であること。
- 3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県立大学図書情報センター 〒 522 - 8533 彦根市八坂町 2500 TEL 0749 - 28 - 8235
- (2) 契約条項を示す期間 平成 18 年 2 月 1 日 (水) から平成 18 年 3 月 14 日 (火) まで (土曜日および日曜日を除く。) の 9 時から 17 時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成 18 年 2 月 8 日 (水) 10 時 滋賀県立大学図書情報センター会議室
- (5) 入札書の受領期限 平成 18 年 3 月 14 日 (火) 17 時
- (6) 開札の日時および場所 平成 18 年 3 月 27 日 (月) 13 時 30 分 滋賀県立大学図書情報センター会議室

#### 4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則 (昭和 51 年 滋賀県規則 第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則 (平成 7 年 滋賀県規則 第 92 号) によるものとする。
  - (2) 入札金額は、1 月当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 保証金 入札保証金および契約保証金については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則の規定による。
- 6 契約書の作成の要否 要
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則 第 199 条の規定に該当する入札
  - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 8 落札者の決定方法 入札説明書別冊仕様書に示した要件を満たしていることを証するために入札書に添付された資料について検討し、当該要件を満たしていると滋賀県が認めた者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格で有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 10 その他必要事項

#### (1) 入札参加者に要求される事項

ア 入札参加者は、封印した入札書に 2(4) に掲げる資格を有することを証する書類を添付して、3(5) に示す受領期限までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

- (2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (4) この入札に係る事項は、平成 18 年 4 月 1 日に設立される公立大学法人滋賀県立大学の準備行為を滋賀県が行うものであり、契約の主体は、公立大学法人滋賀県立大学である。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services required : Supporting service of university information processing system, 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, 14 March 2006
- (3) For further information, contact : Library and Information Network Center of The University of Shiga Prefecture, 2500 Hassaka-cho, Hikone-shi, Shiga 522 - 8533 Japan TEL 0749 - 28 - 8235

振 興 局 等 告 示

滋賀県南部振興局告示第 5 号

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 260 条 第 1 項の規定に基づき、甲賀市長から土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) による土地改良事業の実施に伴い、甲賀市の区域内の町および字の区域および名称を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成 18 年 1 月 30 日

滋賀県南部振興局長 重 野 良 寛

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
信 楽 町 黄 瀬	石 ヤ	57 の 2、118 の 3	信 楽 町 黄 瀬	石 屋
		158 の 2		
	角	295 の 1	信 楽 町 黄 瀬	下 條
		487、488、489 の 1、490 の 1、491、492 の 1、506 の 3		
		540 の 4、541 の 2、547 の 2、548 の 1、728 の 1、746 の 2、747、748、791、792 の 1、793 の 2、794 の 1		
石 屋	956 の 1、956 の 3、958 の 2、959 の 2、960 の 1、960 の 2、961 の 2、964 の 1、964 の 3、965 の 1、965 の 3、966 の 1、966 の 3、967 の 1、967 の 3	信 楽 町 黄 瀬	石 ヤ	

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部は、変更後の区域に編入する。

振 興 局 等 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 18 年 1 月 30 日

滋賀県東近江地域振興局長 古 川 太 郎

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検 査 済 証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町大字小口 174 番地 古株 徹	蒲生郡竜王町大字小口1467 番 2	495.66 m <sup>2</sup>	平成 18. 1. 19	000426

監 査 委 員 公 告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 199 条 第 12 項の規定により、滋賀県知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成 18 年 1 月 30 日

滋賀県監査委員	家	森	茂	樹
"	朝	倉	克	己
"	柘		勝	次
"	中	森		武

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	湖北地域振興局
監査執行年月日	平成17年5月23日・5月24日・6月13日・6月14日・7月13日
監査結果報告年月日	平成17年7月26日
監査の結果	<p>(1) 河湖占用料については、収納に努力されているものの、平成17年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ298,849円増加し、505,849円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(長浜建設管理部)</p> <p>(2) 道路法に基づく占用許可等の事務において、平成17年3月末現在、標準処理期間を著しく超過し、平成15年度申請分を含め多数の申請書類が未処理の状態となっており、またこの間、組織として必要な対応も図られていなかった。</p> <p>速やかに事務処理を行うとともに、今後はかかる事態が生じないように、適切な事務処理体制に留意し、適正な事務の執行に努められたい。(長浜建設管理部)</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 平成17年4月末日の収入未済額4件505,849円については、納付指導を行った結果、平成17年5月末日までに3件306,949円の収納を図ることができた。</p> <p>残る1件198,900円については、今後とも債務者に粘り強く納付指導するとともに、訪問などによる督促を強化し、未納金の早期収納に努める。</p> <p>(2) 平成15年度申請分を含めた申請書類の未処理については、平成17年4月以降、事務処理体制を見直して処理に取り組んだ結果、平成17年11月末日現在、申請時点に遡って処理を終えるとともに、徴収すべき占用料についても全て収納された。</p> <p>今後は、適切な事務処理体制のもとで、かかる事態が生じないように、適正な事務の執行に努める。</p>

正 誤

平成 18 年 1 月 23 日付け第 2588 号滋賀県告示 第 123 号中

ページ	行	誤	正
65	下から 19	製材業者	木材業者